【参考】 大規模小売店舗立地法に基づく必要届出一覧

区分	No.	届出事項	参照頁	根拠 法令	届出時期の めやす	届出様式	提出 部数	添付書類	備考
新設	1	新たに、大規模小売店舗を設置しようとするとき (新設又は増床などにより、店舗面積が1、000㎡を超える建物を 設置しようとするとき)	P 1 2	法5-1	開店(予定)日の 8か月まで ※法5-4の規定 により、月を紹介を により、月を できないため	規則様式第 1	18部	1 法人にあってはその登記事項証明書 2 主として販売する物品の種類 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面タカビでででである場合にあっては、その位置及び高さを示す図面をおらの稼働時間帯及び位置を示す図面である場合にあっては、その質別において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出をの予測の結果及びその算出根拠	○添付書類の他に、「指針記載事項等についての説明書」を18部提出してください。
変更	2	(1) 店舗の名称を変更したとき (2) 店舗の所在地が変更となったとき(店舗を移転しない場合) (3) 設置者の名前又は名称を変更したとき (4) 設置者の住所を変更したとき (5) 設置者の代表者を変更したとき(法人の場合) (6) テナント入れ替え等により小売業者が変更となったとき (7) 一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないこと) (8) 小売業者の名前又は名称が変更となったとき (9) 小売業者の名前又は名称が変更となったとき (9) 小売業者の名前又は名称が変更となったとき	P 2 1	法6-1	変更後遅滞なく	規則様式第 2		法人にあってはその登記事項証明書 法人にあってはその登記事項証明書 登記事項証明書 主として販売する物品の種類 主として販売する物品の種類	○仮称から正式に決定した場合も届出が必要です。 ○住居表示変更による場合も届出が必要です。 ○移転の場合は、変更ではなく廃止及び新設の届出が必要です。 ○小売業者の変更が複数ある場合は、別紙に記入可能です。 ○物販テナントの入店により、店舗面積が増加するときは、併せて法6-2の届出が必要です。
	3	(10) 小売業者の代表者が変更となったとき(法人の場合) (1) 店舗の新設日を繰り上げるとき (市が「意見なし」とした場合を除く) (2) 店舗面積の合計を増加するとき(増加分が届出済面積の O. 1 倍. 若しくは 1. 0 0 0 ㎡を超えるとき) (3) 駐車場・駐輪場の収容台数・位置の変更 ア 現在使用している駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を増設するとき イ 収容台数を減らすとき ウ 収容台数はそのままで、当該駐車(輪)場を共用する併設施設を増設するとき(結果として小売店用台数が減少するとき) エ 現在使用の駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を移動するとき (4) 荷さばき施設・廃棄物等保管施設の面積(容量)・位置の変更ア 現在使用の施設と離れたところに施設を増設するとき イ 現在使用の施設と離れたところに施設を移動するとき イ 現在使用の施設と離れたところに施設を移動するとき ・ウ 現在使用の施設と離れたところに施設を移動するとき ・ウ 現在使用の施設と離れたところに施設を移動するとき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 2 3	法6-2	当該事項を変の 取り 要するで 要も 事すす で 要を 要の し し も も も も も も も も も も も も も も も も も	規則様式第3		1 主として販売する物品の種類 2 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される 部分の配置を示す図面 3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予 測の結果及びその算出根拠 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測 の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な 事項 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 6 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 7 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 9 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 1 0 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒大値の予測の結果及びその算出根拠 1 1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	○添付書類については、変更に係るものを添付してください。 ○添付書類の他に、「指針記載事項等についての説明書」を4部提出してください。

区分	No.	届出事項	参照頁	根拠 法令	届出時期の めやす	届出様式	提出 部数	添付書類	備考
既存変更	4	(1) 店舗面積の合計を増加するとき (2) 店舗面積の合計の減少 (減少後の店舗面積が 1, 000㎡を超えているとき) (3) 駐車場・駐輪場の収容台数・位置の変更 ア 現在使用している駐車(輪)場を拡張することにより収容台数を増やすとき イ 現在使用している駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を増設するとき ウ 収容台数を減らすとき エ 収容台数を減らすとき エ 収容台数をおき(結果として小売店用台数が減少するとき)オ現在使用の駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を移動するとき (4) 荷さばき施設・廃棄物等保管施設の面積(容量)・位置の変更ア現在使用の施設と離れたところに施設を増設するときウ現在使用の施設の面積(容量)を増加するときカ現在使用の施設と離れたところに施設を移動するときカー・元業を行う者の開店時刻を変更するときカー・小売業を行う者の開店時刻を変更するときカー・来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更するときオー・取場の自動車の出入口の位置を変更するときカー・「表達を行うことができる時間帯を変更するときたり、実容が軽車場を利用することができる時間帯を変更するときたまり、表達を表していて行きができる時間帯を変更するときたまた。 カー・できる時間帯を変更するときたまり、最重場の自動車の出入口の位置を変更するときたまた。 カー・できる時間帯を変更するときたまた。 カー・できる時間帯を変更するときたまたまできる時間帯を変更するときたまたまできる時間帯を変更するときたまたまできる時間帯を変更するときたまたまではまたまであるまたまできる時間帯を変更するときたまたまではまたまであるまであるまたまであるまたまであるまであるまたまであるまであるまであるまであるまであるまであるまであるまであるまであるまである	P 2 3 P 3 6	法附5	当よか	規則様式第8	4部	1 主として販売する物品の種類 2 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 6 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 9 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 1 0 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 1 1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	〇変更の届出を行う前に、変更計画概要書を3部提出してください。(要綱3) 〇添付書類については、変更に係るものを添付してください。 〇添付書類の他に、「指針記載事項等についての説明書」を4部提出してください。
廃止	5	変更するとき 店舗面積を1,000㎡以下とするとき(大規模小売店舗の廃止)	P 3 9	法6-5	変更しようとする 日の前まで	規則様式第4	1部		〇店舗を閉鎖する場合に限りません。
軽微 変更	6 7	店舗に附属する施設の位置の変更に係る軽微変更の申出を行うとき 既存店が大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更に係る	P 3 4	要綱9	変更の届出時	要綱様式第3	3 部	変更が「軽微な変更である」ことを証する資料	
説明会	8	軽微変更の申出を行うとき 説明会掲示適用の申出を行うとき	P 2 9	要綱12	変更の届出時	要綱様式第8	3部	 変更が「説明会を掲示により代えることができる(周辺の生活環境に与える	
武功五		説明会開催不能の届出を行うとき	P35 P29	要綱 1 4	開催予定日以降速	要綱様式第11	3部	<u>影響がほとんどない)」ことを証する資料</u> 説明会を開催することができない事由の発生を証明する書類	<u> </u>
		説明会実施状況報告を行うとき	P 2 8	要綱15	やかに 開催終了後速やか	要綱様式第14	3部	(説明会配布資料)	4
					1-				<u> </u>
	11	説明会に代わる掲示の実施状況報告を行うとき	P 2 9 P 3 5		C	要綱様式第16	1 部	(掲示に用いた資料)	
	12	説明会に代わる周知状況報告を行うとき	P 2 9	要綱 1 7	周知終了後速やか に	要綱様式第18	1部	(周知に用いた資料)	
市意見へ対応対応	13	届出事項変更の届出を行うとき	P 1 7 P 3 1	法8-7	意見後速やかに	規則様式第5	18部	変更に係る添付書類	〇市意見が述べられた場合は、13から15 の届出又は通知の日から2ヶ月を経過した後でなければ、新設・変更ができません。 〇13は意見に沿った変更を行う場合が該当します。
	14	添付書類又は説明書のみの変更の届出を行うとき	P 1 8 P 3 1	要綱21	意見後速やかに	要綱様式第24	18部	変更に係る添付書類	○14は法の上では、届出事項を変更しない旨の通知の扱いとなります。
	15	変更しない旨の通知を行うとき	P 1 8 P 3 1	要綱 2 2	意見後速やかに	要綱様式第25	18部	変更を行わなくとも当該大型店の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料	<u> </u>
市勧告 への 対応	16	届出事項変更の届出を行うとき	P19 P32	法9-4	勧告後速やかに	規則様式第6	18部	変更に係る添付書類	
	17	添付書類又は説明書のみの変更の届出を行うとき	P 1 9 P 3 3	要綱28	勧告後速やかに	要綱様式第30	18部	変更に係る添付書類	†
承継	19	建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき 会社合併・分割により商号・所在地を変更したとき 相続等により所有者を変更したとき(個人の場合)	P39	法11-3	承継後遅滞なく	規則様式第7	1 部	譲渡、相続、合併又は分割の事実を証明する書類	
	20	他統守により所有有を変更しにとさ(個人の場合)		<u> </u>	l		l		<u> </u>

⁽注)提出部数は、事前相談の状況、届出の内容、周辺市町の数、説明会の状況等により増減することがあります。